

資料 1

H25.12.10新たな生活困窮者自立
支援制度に関する説明会を一部修正

新たな生活困窮者自立支援制度 について

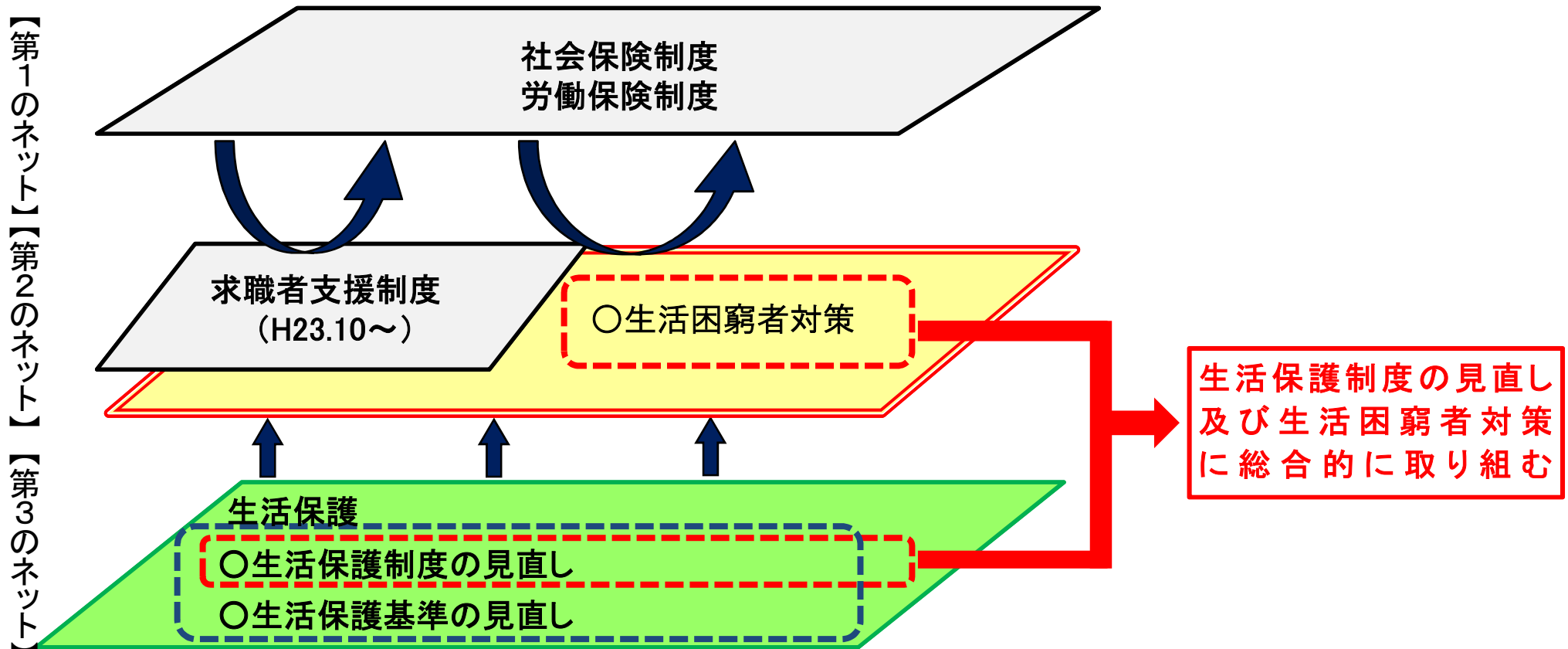
目次

• 生活困窮者自立支援法について	2
• 施行に向けたスケジュール	18
• 生活困窮者自立促進支援モデル事業の概要	20
• 人材養成について	24
• 生活困窮者自立促進支援モデル事業の実施状況について	27
• モデル事業実施状況調査（開始時）集計結果	29
• モデル事業実施自治体における支援実績（中間報告）	38
• 生活困窮者自立支援制度の構築に向けたポイント	45
• 参考	59

生活困窮者自立支援法について

生活保護制度の見直しと新たな生活困窮者対策の全体像

生活保護制度の見直し及び生活困窮者対策に総合的に取り組むとともに、生活保護基準の見直しを行う。



【社会保障制度改革推進法】(平成24年法律第64号) 抜粋

- (生活保護制度の見直し)
- 附則第二条 政府は、生活保護制度に関し、次に掲げる措置その他必要な見直しを行うものとする。
- 一 不正な手段により保護を受けた者等への厳格な対処、生活扶助、医療扶助等の給付水準の適正化、保護を受けている世帯に属する者の就労の促進その他の必要な見直しを早急に行うこと。
 - 二 生活困窮者対策及び生活保護制度の見直しに総合的に取り組み、保護を受けている世帯に属する子どもが成人になった後に再び保護を受けることを余儀なくされることを防止するための支援の拡充を図るとともに、就労が困難でない者に関し、就労が困難な者とは別途の支援策の構築、正当な理由なく就労しない場合に厳格に対処する措置等を検討すること。

生活困窮者自立支援法について

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる。

法律の概要

1. 自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給（必須事業）

- 福祉事務所設置自治体は、「自立相談支援事業」（就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等）を実施する。
※ 自治体直営のほか、社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO等への委託も可能（他の事業も同様）。
- 福祉事務所設置自治体は、離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の「住居確保給付金」（有期）を支給する。

2. 就労準備支援事業、一時生活支援事業及び家計相談支援事業等の実施（任意事業）

- 福祉事務所設置自治体は、以下の事業を行うことができる。
 - ・ 就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施する「就労準備支援事業」
 - ・ 住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う「一時生活支援事業」
 - ・ 家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う「家計相談支援事業」
 - ・ 生活困窮家庭の子どもへの「学習支援事業」その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業

3. 都道府県知事等による就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）の認定

- 都道府県知事、政令市長、中核市長は、事業者が、生活困窮者に対し、就労の機会の提供を行うとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業を実施する場合、その申請に基づき「一定の基準に該当する事業であることを認定」する。

4. 費用

- 自立相談支援事業、住居確保給付金：国庫負担3／4
- 就労準備支援事業、一時生活支援事業：国庫補助2／3
- 家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業：国庫補助1／2

施行期日

平成27年4月1日

新法に基づく事業と生活保護法に基づく事業の関係

- 生活保護法は、現に保護を受けている者（法第6条第1項）、現に保護を受けているとしないにもかかわらず、保護を必要とする状態にある者（法第6条第2項）が対象。
- 生活困窮者自立支援法は、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者（法第2条第1項）が対象（要保護者以外の生活困窮者）。
 - ※ ただし、子どもの学習支援事業については、生活保護受給家庭の子どもも、将来最低限度の生活を維持できなくなるおそれがあることから、新法の対象。
- 新法に基づく事業と生活保護法に基づく事業が連携して、継続的な支援を行うことが重要。また、自立相談支援事業において、生活保護が必要な場合には、確実に生活保護につなぐ。

新法に基づく事業	生活保護法に基づく事業
生活困窮者自立相談支援事業	第55条の6に基づく被保護者就労支援事業
生活困窮者就労準備支援事業	第27条の2に基づき予算事業での実施を検討
生活困窮者家計相談支援事業	第27条の2に基づき予算事業での実施を検討 ※ 今回の見直しで自ら収入及び支出を適切に把握することを受給者の責務として位置づけている
生活困窮者の子どもの学習支援事業 その他の自立促進事業	生活保護受給者の子どもへの学習支援については、新法の対象
生活困窮者住居確保給付金	(住宅扶助)
生活困窮者一時生活支援事業 ※一定の住居を持たない者への宿泊場所供与等	(生活扶助、住宅扶助)

生活困窮者自立支援法の各事業の要件について

事業名	事業内容	対象要件
自立相談支援事業	就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等を実施	特になし
住居確保給付金	離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の「住居確保給付金」（有期）を支給	現行の住宅支援給付の要件を基に、省令において収入及び資産要件を設定 （参考） 住宅支援給付の要件 ・収入要件（東京都区の場合、月収） 単身世帯：13.8万円未満 2人世帯：17.2万円以下 ・資産要件 単身世帯：50万円以下 2人世帯：100万円以下
就労準備支援事業	就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施	省令において、世帯収入が住民税非課税相当以下の者を設定する予定
一時生活支援事業	住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を実施	省令において、世帯収入が住民税非課税相当以下の者を設定する予定
家計相談支援事業	家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を実施	特になし
学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業	生活困窮家庭の子どもへの学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業を実施	各実施主体において、地域の実情を踏まえ対象者を設定

新たな生活困窮者自立支援制度

包括的な相談支援

◆自立相談支援事業

- ・訪問支援（アウトリーチ）も含め、生活保護に至る前の段階から早期に支援
- ・生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能
- ・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画を作成
- ・地域ネットワークの強化など地域づくりも担う

基本は現金給付ではなく自立に向けた人的支援を、有期により提供

※ 右記は、法に規定する支援（◆）を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援があることに留意

本人の状況に応じた支援（※）

居住確保支援

再就職のために居住の確保が必要な者

◆「住居確保給付金」の支給

- ・就職活動を支えるため家賃費用を有期で給付

就労支援

就労に一定期間を要する者

◆就労準備支援事業

- ・就労に向けた日常・社会的自立のための訓練

なお一般就労が困難な者

◆「中間的就労」の推進

- ・直ちに一般就労が困難な者に対する支援付きの就労の場の育成

◇ハローワークとの一体的支援

- ・自治体とハローワークによる一体的な就労支援体制の全国整備等により早期支援を推進

早期就労が見込まれる者

緊急的な支援

緊急に衣食住の確保が必要な者

◆一時生活支援事業

- ・住居喪失者に対し支援方針決定までの間衣食住を提供

家計再建支援

家計から生活再建を考える者

◆家計相談支援事業

- ・家計再建に向けたきめ細かな相談・支援
- ・家計再建資金貸付のあつせん

子ども・若者支援

貧困の連鎖の防止

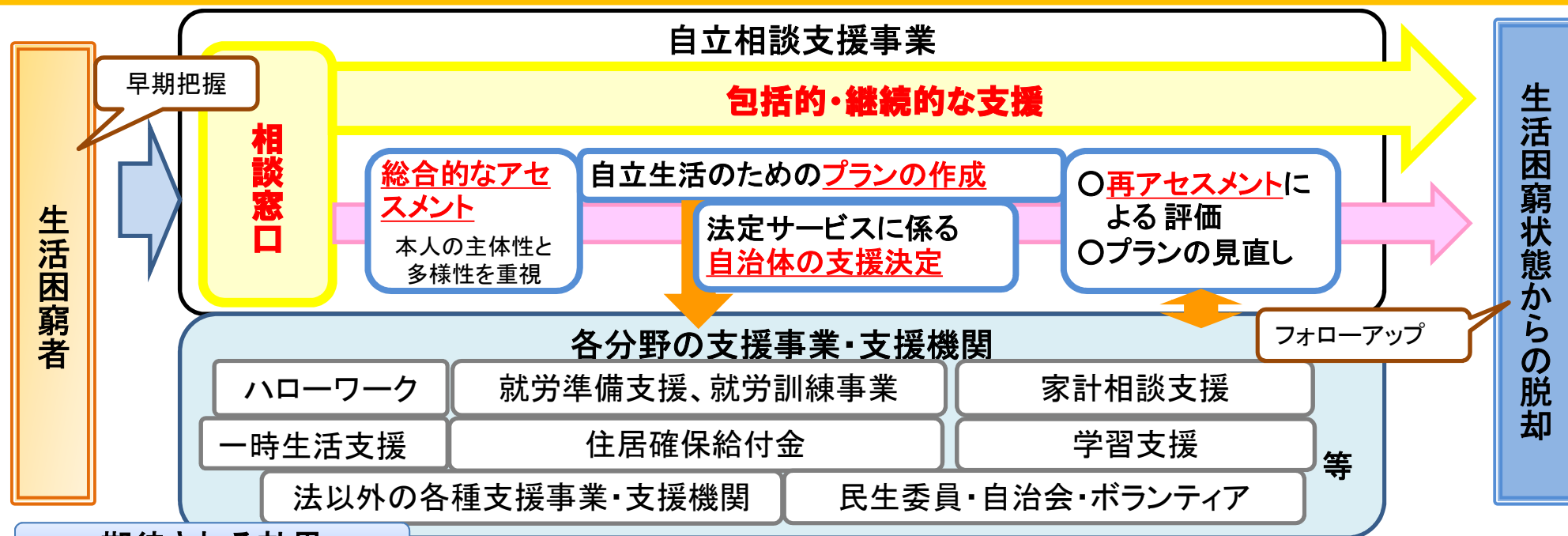
◆学習等支援

- ・生活困窮家庭のこどもに対する学習支援や保護者への進学助言を実施

自立相談支援事業について

新事業の概要

- 福祉事務所設置自治体が直営又は委託により自立相談支援事業を実施。
 - ※ 委託の場合は、自治体は受託機関と連携して制度を運営。行政は支援調整会議に参画し、支援決定を行うほか、社会資源の開発を担う。
- 自立相談支援事業は、生活困窮者からの相談を受け、
 - ① 生活困窮者の抱えている課題を評価・分析(アセスメント)し、そのニーズを把握
 - ② ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、自立支援計画を策定
 - ③ 自立支援計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整を実施等の業務を行う。



期待される効果

- 生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うことにより、生活困窮状態からの早期自立を支援。
- 生活困窮者に対する相談支援機能の充実により、福祉事務所の負担軽減とともに、社会資源の活性化、地域全体の負担軽減が可能に。

自立相談支援事業の体制について（案）

- 自立相談支援事業については、以下の３職種を配置することを基本とすることを考えている。

職種	主な役割
主任相談支援員	○ 相談業務全般のマネジメント、他の支援員の指導・育成 ○ 困難ケースへの対応など高度な相談支援 ○ 社会資源の開拓・連携
相談支援員	○ 生活困窮者への相談支援 ・ アセスメント、プラン作成 ・ 社会資源の活用を含む包括的な支援の実施 ・ 相談記録の管理や訪問支援などのアウトリーチ
就労支援員	○ 生活困窮者への就労支援 ・ ハローワークや協力企業などとの連携 ・ 能力開発、職業訓練、就職支援、無料職業紹介、求人開拓など

※ 自治体の規模等によっては、相談支援員が就労支援員を兼務することなども考えられ、配置のあり方について、今後更に検討。

住居確保給付金について

新事業の概要

○ 福祉事務所設置自治体は、離職により住宅を失った又はそのおそれが高い生活困窮者であって、所得等が一定水準以下の者に対して、有期で住居確保給付金を支給。

※ 現行、緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）事業として平成21年10月から行われている住宅支援給付事業（平成25年度末までの時限措置）の制度化を図る。

（参考）現行の住宅支援給付制度の概要及び実績

➤ 支給対象者

離職後2年以内かつ65歳未満の者であって、①現在住居がない又は②住居を失うおそれのある者

➤ 支給要件（東京23区の場合）

①収入要件：（単身）月収約13.8万円未満、（2人世帯）17.2万円以下

②資産要件：（単身）預貯金50万円以下、（複数世帯）100万円以下

③就職活動要件：ハローワークでの月2回以上の職業相談、自治体での月4回以上の面接支援等

➤ 支給上限額（東京23区の場合）

単身：53,700円 複数世帯：69,800円

➤ 支給期間

原則3か月間（就職活動を誠実にしている場合は3か月延長可能（最長9か月まで））

◆ 支給決定件数：136,631件（平成21年10月～平成25年3月実績）

◆ 常用就職（※）率：58.5%（平成24年度実績）

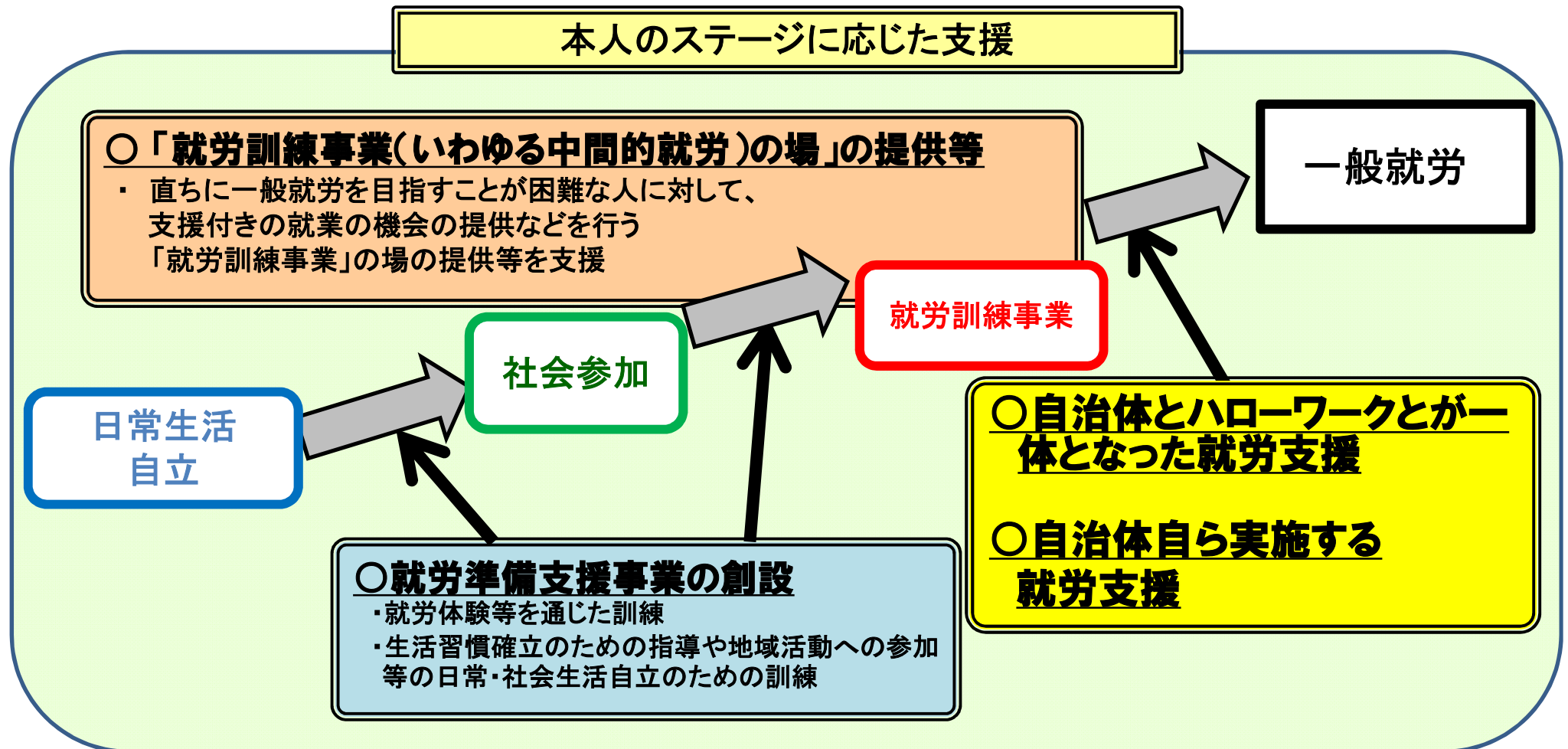
（※）期間の定めがない又は6ヶ月以上の雇用期間が定められた雇用契約による就職者

期待される効果

- 有期の代理納付という仕組みの中で生活保護に至らないためのセーフティネットとして、効果を発揮。
- 自立相談支援事業や就労準備支援事業との組み合わせにより更なる効果を目指す。

就労に向けた支援の充実・強化

- ◎ 生活困窮者の就労に向けた支援を充実・強化するため、就労準備支援事業の創設、就労訓練事業の場の提供の推進等により、本人のステージに応じたきめ細かな支援策を実施する。



生活困窮者の状態に応じた就労支援(案)

対象者の状態	支援主体・事業	支援内容
1. 一般的な職業紹介により早期に就労が可能な者	ハローワーク	一般的な職業紹介 ※公共職業訓練、求職者支援制度も利用。
2. 就労に向けた準備が一定程度整っており、個別の支援により早期の就労が可能な者	生活保護受給者等就労自立促進事業 ※自立相談支援事業の就労支援員とハローワークの担当で構成される就労支援チーム	(ハローワーク) 担当者制による、キャリアコンサルティング、履歴書の作成指導、ニーズに応じた職業紹介、個別求人開拓、面接対策、就労後のフォローアップ 等 (自立相談支援事業の就労支援員) 対象者の選定、ハローワークへの支援要請等
3. 就労に向けた準備が一定程度整っており、ある程度時間をかけて個別の支援を行うことで就労が可能な者	自立相談支援事業の就労支援員	担当者制による、キャリアコンサルティング、履歴書の作成指導、ハローワークへの同行訪問、個別求人開拓、面接対策、就労後のフォローアップ 等
4. 就労への移行のため柔軟な働き方を認める必要がある者	就労訓練事業（中間的就労）	支援付きの就労・訓練の場の提供 ※自立相談支援事業の就労支援員は、就労訓練事業者の開拓を実施。
5. 生活リズムが崩れている等の理由により、就労に向けた準備が整っていない者	就労準備支援事業 ※自立相談支援事業の就労支援員が、ボランティア、就労体験などの場の提供することもあり得る（就労準備支援事業に比べ簡素・軽微なものを想定）	就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を、計画的かつ一貫して実施

※ 自立相談支援事業の就労支援員は、上記のほか、利用者の状態の定期的・継続的な確認を行う。
また、就労意欲が希薄等の理由により就労準備支援事業の利用に至らない者に対する就労意欲の喚起、セミナーの開催等必要な就労支援を実施。

就労準備支援事業について

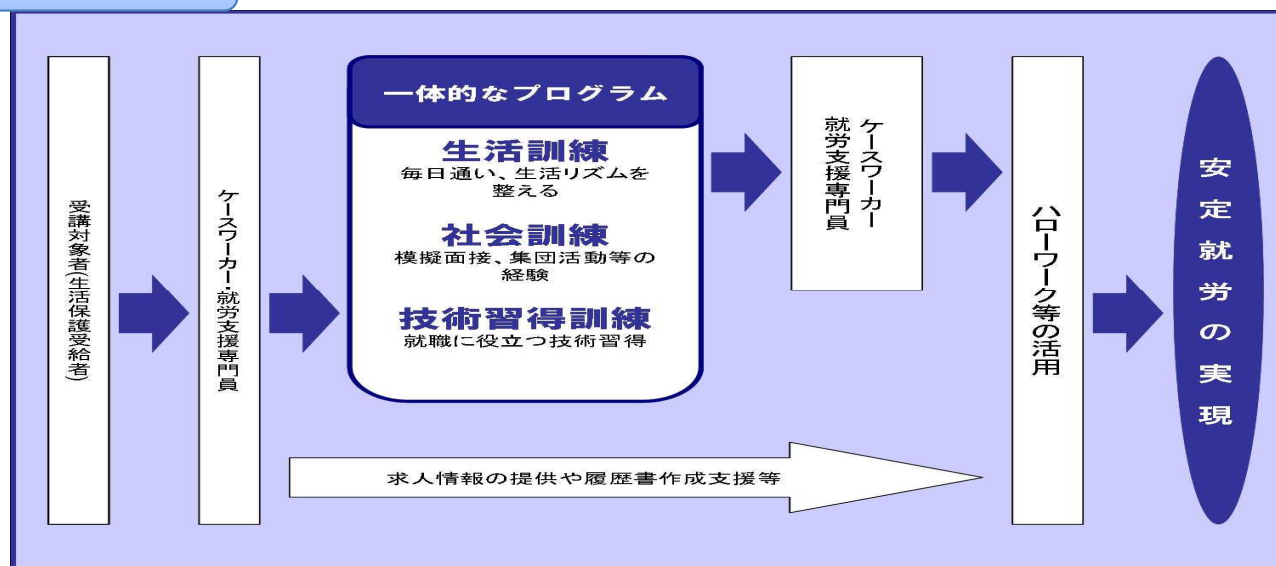
新事業の概要

- 一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援する事業(就労準備支援事業)を創設。
- 福祉事務所設置自治体の事業(社会福祉法人等へ委託可)。6ヶ月～1年程度の有期の支援を想定。
- 生活習慣形成のための指導・訓練(生活自立段階)、就労の前段階として必要な社会的能力の習得(社会自立段階)、事業所での就労体験の場の提供や、一般雇用への就職活動に向けた技法や知識の取得等の支援(就労自立段階)の3段階。事業の形式は、通所によるものや合宿によるもの等を想定。

支援のイメージ(現行の取組例)【横浜市】

横浜市における就労意欲喚起事業 (就労準備のための訓練)

- 中区保護課で、平成23年10月から新たな就労支援プログラムを開始。
- 平成24年9月現在、56人が受講し、うち48人が修了、29人が就職。



期待される効果

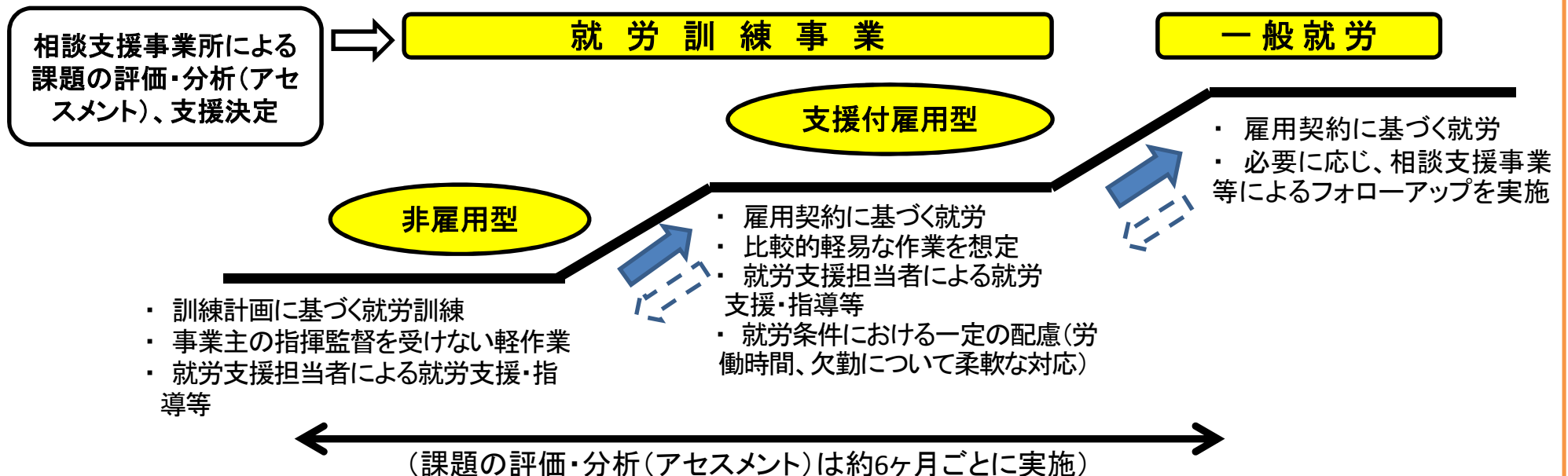
- 生活習慣の形成等、個人の状況に応じた支援を行うことで、一般就労に就くための基礎的な能力の習得が可能となる。

就労訓練事業（いわゆる中間的就労）の推進について

新事業の概要

- 社会福祉法人、NPO法人、営利企業等の自主事業として実施。軽易な作業等の機会（清掃、リサイクル、農作業等）の提供と併せ、個々人の就労支援プログラムに基づき、就労支援担当者による一般就労に向けた支援を実施。
- 対象者としては、就労準備のための支援を受けても一般雇用への移行ができない者等を想定。
- 事業実施に際し、都道府県等が事業を認定する仕組みとする。
- 立上げ時の初期経費の助成、税制優遇等を検討。

支援のイメージ



期待される効果

- 個人の状況に応じた支援を行うことで、一般就労や求職活動を行うための動機付け・準備が可能となる。

一時生活支援事業について

新事業の概要

- 福祉事務所設置自治体は、住居のない生活困窮者であって、所得が一定水準以下の者に対して、省令で定める期間内に限り、宿泊場所の供与や衣食の供与等を実施。

(参考)ホームレス緊急一時宿泊事業(シェルター事業)の概要

(※緊急雇用創出事業臨時特例基金[住まい対策拡充等支援事業分]による平成25年度までの事業)

➤ 目 的

ホームレス等に対し、緊急一時的な宿泊場所を提供し健康状態の悪化を防止すること等によりその自立を支援する。

➤ 支援の内容

① 日常生活・健康面での支援

- ・ 緊急一時的な宿泊場所を提供し健康状態の悪化を防止する。
- ・ 保健所等との連携の下で健康診断等を必要に応じて実施。

② 就労に向けた支援

- ・ 就労に関する情報の提供を行うとともに、就労意欲のある利用者に対して、緊急一時的な本事業から、更に、個々人の状況に応じたきめ細やかな就労自立に向けた支援を行う「ホームレス自立支援センター」の利用を促す。

③ その他

- ・ 福祉サービスの提供が必要な利用者に対して、福祉事務所等における支援が受けられるよう助言・指導を行う。

➤ 利用料

無 料

➤ 利用期間

原則 3 か月以内

◆ 実施自治体数 (H24. 3月現在)

都道府県又は市町村が設置し、設置形態として、施設を設置する形態(施設型)と、旅館やアパートを借上げて設置する形態(借上型) がある。

- 施設型……全国で2自治体5施設(定員1, 514人) ○ 借上型……全国で41自治体63施設(定員652人)

期待される効果

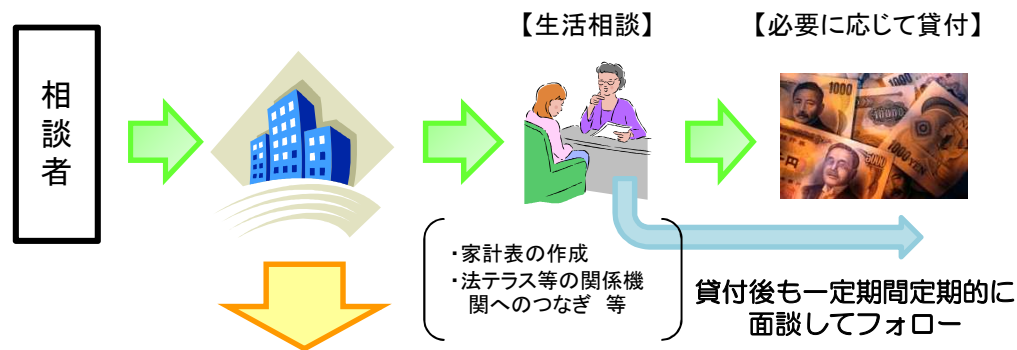
- **自立相談支援事業と緊密に連携し、又は一体的に運用することにより、入居中に、課題の評価・分析(アセスメント)を実施し、就労支援につなげるなど、現行以上の効果的な支援を行う。**

家計相談支援事業について

新事業の概要

- 福祉事務所を設置する都道府県又は市町村は、家計相談支援事業を任意で実施。家計相談支援事業は、
 - ① 家計収支等に関する課題の評価・分析(アセスメント)と相談者の状況に応じた支援計画の作成
 - ② 生活困窮者の家計の再建に向けたきめの細かい相談支援(公的制度の利用支援、家計表の作成等)
 - ③ 法テラス等の関係機関へのつなぎ
 - ④ 必要に応じて貸付のあっせん等を行う。
- 福祉事務所設置自治体が直接実施するほか、地域の社会資源の状況に応じて社会福祉協議会や消費生活協同組合等の貸付機関等に委託が可能。
- 具体的な支援を担う「家計相談支援員」を養成し、相談支援の質を確保。

支援のイメージ(現行の取組例)



平成23年度末までに貸倒処理となったケースは15人
(約560万円、対貸付残高比：0.97%)。

	グリーンコープ生協ふくおか		5生協合計	
	23年度	開業累計	23年度	開業累計
電話件数	2,054	11,296	3,406	15,626
面談件数	1,229	6,561	2,140	9,082
貸付希望件数	900	3,788	1,607	5,710
貸付件数	265	903	514	1,401
貸付金額(万円)	14,500	58,182	29,176	87,023
貸付残高(万円)	23,713	-	42,157	-
貸付平均額(万円)	54.7	64.4	56.8	62.1

※ 生活再生貸付事業は、グリーンコープ生協ふくおか、グリーンコープ生協くまもと、グリーンコープ生協おいた、グリーンコープやまぐち生協、グリーンコープ生協長崎で実施。

期待される効果

- 家計収支の改善、家計管理能力の向上等により、自立した生活の定着を支援。

子どもの学習支援等について

新事業の概要

- 統合補助金事業により、地域の実情に応じた柔軟な事業運営を行う。
- 例えば、生活困窮者の自立促進のための生活困窮家庭での養育相談や学び直しの機会の提供、学習支援といった「貧困の連鎖」の防止の取組や中間的就労事業の立ち上げ支援など育成支援等を行う。

支援のイメージ(現行の学習支援に関する取組例)

生活保護世帯等の子ども及びその保護者に対しては、日常的な生活習慣の獲得、子どもの進学、高校進学者の中退防止等に関する支援を総合的に行う事業が全国94自治体で実施(平成24年度)

埼玉県生活保護受給者チャレンジ支援事業

- 【対象】埼玉県内(政令市以外)の生活保護受給世帯の中学生全員及びその保護者等
- 【運営】一般社団法人に委託して学習支援等を実施。教員OBなどの教育支援員が、定期的な家庭訪問を行い、子ども及び親に対して進学の助言等を行う。
- 県内17カ所で週1～3回の学習支援室を開催し、学生ボランティアによるマンツーマンの学習支援も実施。
- 【実績】平成24年度は中学3年生の対象者782人のうち331人が参加。うち321人(97%)が高校へ進学。

高知市高知チャレンジ塾における学習支援

- 【対象】福祉部局と教育委員会が連携し、生活保護受給世帯の中学生を対象とした学習支援を実施。
- 【運営】市が雇用した就学促進員(教員免許資格者)が定期的に家庭訪問し、保護者へ事業参加への働きかけ等を行う。
- 民間団体に委託して、教員OB・大学生などの学習支援員が週2回程度、市内5カ所で学習支援を実施。
- 【実績】平成24年度は生活保護受給世帯の生徒106人が参加。中学3年生43人のうち41人が高校へ進学。

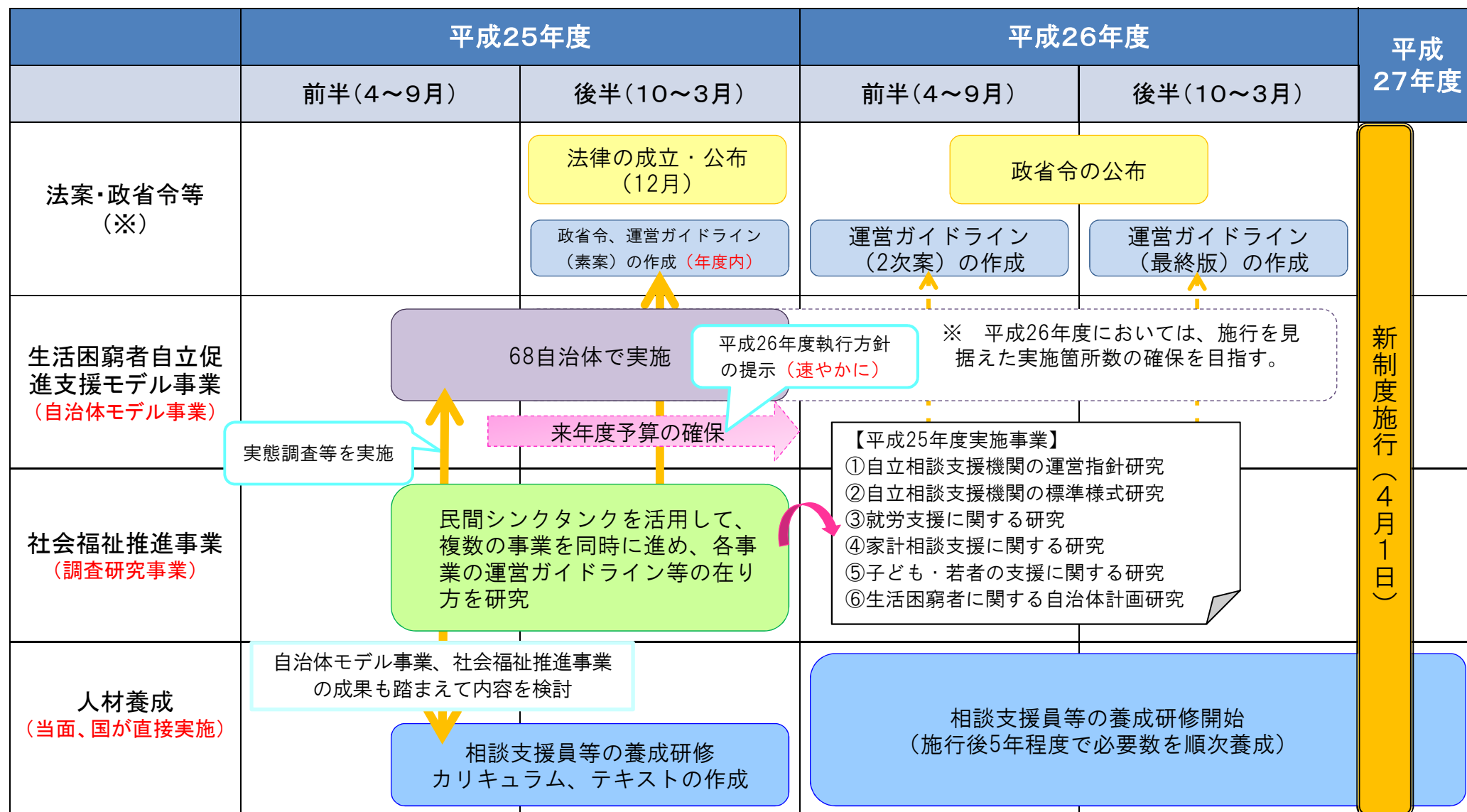
期待される効果

- 地域の創意工夫により、実情に応じた生活困窮者支援が可能となる。
- 例えば、学習支援など効果的な事業に安定的に取り組むことができるようになる。

施行に向けたスケジュール

新たな生活困窮者自立支援制度の施行に向けたスケジュール（案）

※ 以下のスケジュールは現段階のイメージであり、今後変更があり得る。



※ 政省令事項としては、国庫負担基準や就労訓練事業の認定基準、住居確保給付金の支給基準、就労準備支援事業の対象者等がある。
このほか、各事業の運営の在り方の詳細については、運営ガイドラインとして策定。

生活困窮者自立促進支援モデル事業 の概要

生活困窮者自立促進支援モデル事業の概要

1. 事業の目的

- 生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を実施するとともに、地域における自立・就労支援等の体制を構築することにより、生活困窮者支援の制度化に寄与することを目的とする。

2. 実施主体

- 都道府県、指定都市、中核市、又は市区町村（町村部は福祉事務所を設置している場合に限る。）

3. 事業の概要

（1）自立相談支援モデル事業【必須事業】

- 生活困窮者の課題の把握、支援計画を踏まえた包括的な支援、地域のネットワークづくり等を実施

（2）就労準備支援モデル事業

- 一般就労に向けた生活習慣の確立、社会参加能力の形成、就労体験などの支援を実施

（3）「就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）の推進」モデル事業

- 支援付きの就労機会を提供する就労訓練事業を行う事業者の育成支援を実施

（4）家計相談支援モデル事業

- 家計収支全体の改善のため、家計管理に関する指導、貸付けのあっせん等の支援を実施

（5）貧困の連鎖の防止のための学習支援その他地域の実情に応じた生活困窮者の自立の促進に資する事業

4. 平成25年度予算

- 3,008,000千円（積算上は概ね各都道府県ごとに1箇所程度で実施）

生活困窮者自立促進支援モデル事業 実施自治体

(H25.10.1現在)

No.	都道府県	実施主体	開始時期	就労準備	就労訓練	家計	学習	その他
1	北海道	北海道	11月					
2		札幌市	1月	○	○			
3		旭川市	1月					
4		釧路市	4月					
5		岩見沢市	10月	○	○			
6	青森県	青森県	10月					
7	岩手県	岩手県	4月	○	○	○		
8		花巻市	10月			○		
9	秋田県	湯沢市	10月	○	○			
10	山形県	山形市	10月					
11	福島県	福島県	11月					
12	千葉県	千葉市	12月	○	○	○		
13		船橋市	4月					
14		柏市	4月	○		○		
15		野田市	4月			○		
16		佐倉市	10月	○	○	○		
17		香取市	10月	○		○		
18	東京都	足立区	4月					○
19		国分寺市	1月				○	
20	神奈川県	神奈川県	12月					
21		横浜市	4月 10月	○		○		
22		川崎市	12月			○		○
23		相模原市	10月	○	○	○		
24	新潟県	新潟県	4月	○		○		

No.	都道府県	実施主体	開始時期	就労準備	就労訓練	家計	学習	その他
25	富山県	氷見市	1月			○		
26	石川県	小松市	4月					
27	福井県	福井県	11月	○			○	○
28	長野県	長野県	4月					
29	岐阜県	岐阜県	4月	○	○	○	○	○
30	静岡県	富士宮市	10月			○		
31	愛知県	愛知県	10月					
32		長久手市	1月		○			
33	三重県	名張市	7月	○	○	○	○	
34		伊賀市	10月	○				
35	滋賀県	大津市	1月			○	○	
36		野洲市	4月			○		○
37		東近江市	10月			○	○	
38	京都府	京都府	4月	○				
39		長岡京市	5月	○			○	
40		京丹後市	4月	○	○	○	○	○
41	大阪府	大阪府	11月		○			
42		大阪市	1月	○	○	○	○	
43		豊中市	4月	○	○	○		
44		箕面市	4月	○	○	○	○	
45		柏原市	10月	○		○		
46		藤井寺市	10月					
47	兵庫県	神戸市	9月	○				
48	奈良県	奈良市	9月	○				

No.	都道府県	実施主体	開始時期	就労準備	就労訓練	家計	学習	その他
49	鳥取県	鳥取県	10月	○			○	○
50	島根県	島根県	4月	○	○	○		○
51	岡山県	岡山市	10月		○	○	○	
52	山口県	山口県	8月	○	○	○		○
53	徳島県	徳島県	9月	○	○	○		
54	香川県	丸亀市	11月	○	○	○	○	
55	高知県	高知県	11月					
56		高知市	11月				○	
57		須崎市	1月					
58		土佐清水市	1月				○	
59	福岡県	福岡県	11月		○			
60		福岡市	11月					
61	佐賀県	佐賀市	10月	○	○		○	
62	熊本県	熊本県	10月					
63		熊本市	11月	○			○	
64		菊池市	10月	○				
65	大分県	大分県	10月	○		○		○
66		臼杵市	10月	○	○	○		○
67	鹿児島県	日置市	4月	○				
68	沖縄県	沖縄県	4月 8月	○				

計 68団体

- ・ 道府県 21
- ・ 指定都市 10
- ・ 中核市 7
- ・ 一般市、区 30

好循環実現のための経済対策（平成25年12月5日閣議決定）に盛り込まれた事項

（地域社会におけるセーフティネット機能の強化）

<目的>

- 雇用と住居を失った低所得者等に対するセーフティネット構築のため、都道府県に造成している「緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）」の平成26年度末までの終期の延長及び所要額の積み増しを行い、若者等が社会に参加し、潜在能力を発揮するための社会的包容力の構築を進め、就労支援の強化等による自立の助長や福祉・介護人材の確保を図るとともに、住宅支援給付の継続やモデル事業の拡充などにより平成27年度に創設予定の新たな生活困窮者自立支援制度への円滑な移行を進める。

<内容>



【主な対象事業】

- **生活困窮者自立促進支援モデル事業**
新たな生活困窮者支援を先行的に実施するモデル事業の実施か所数を拡充し、制度の円滑な実施に向けた体制整備を進める
- **住宅支援給付事業**
離職者等であって就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を喪失している者又は喪失するおそれのある者に住宅支援給付を支給
- **自立支援プログラム策定実施推進事業**
福祉事務所に就労支援員等を配置するなど生活保護受給者等の自立・就労支援のための福祉事務所の実施体制の強化を図る
- **福祉・介護人材確保緊急支援事業**
福祉・介護人材の安定的な確保・定着のため、進路指導・研修・職場体験の実施、マッチング機能の強化等を図る
- **生活福祉資金(特例貸付を含む)相談員等体制整備事業**
低所得世帯に対し、資金の貸付けと必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図るために必要な相談員等の体制整備を行う
- **社会的包摂・「絆」再生事業**
失業者等の路上生活化防止や生活再建を図るとともに、地域において「絆やつながり」を持続させることができるよう、住民ニーズの把握や見守り等の支援体制の構築など地域支援の仕組みによる社会的包容力の構築を推進するための取り組みを支援する

人材養成について

人材養成研修について（案）

- 自立相談支援事業を実施するために配置される支援員は、生活困窮者が抱える複合的な課題を的確に評価・分析し、必要に応じて関係機関とも連携しながら包括的な支援を行うことが求められる。
- こうした高い支援技術を有する支援員を全国的に確保するため、当面は、国において一貫性のある養成を図ることとしている。
- 具体的には、来年度から、自立相談支援事業に従事する各職種の支援員（主任相談支援員、相談支援員、就労支援員※）を計画的に養成していくため、それぞれの職種を対象とした養成研修を予算要求している。

※3職種の研修期間はそれぞれ6日間（計42時間）を想定。

※自立相談支援事業において配置される就労支援員は以下の者とは別に配置されるものであることに留意。

- ・就労準備支援事業における就労準備支援担当者
- ・就労訓練事業における就労支援担当者
- ・生活保護法に基づく被保護者就労支援事業における就労支援員

- なお、今年度は養成研修に必要なカリキュラムとテキストを作成する予定。
- 今後、自立相談支援事業に従事する者のみならず、就労準備支援事業、家計相談支援事業など、生活困窮者自立支援制度の各事業に従事する者の養成研修についても検討。

生活困窮者自立支援制度人材養成研修事業

【特別枠要望額】本省費 45,078千円

- 新制度においては、生活困窮者が抱える複合的な課題を的確に評価・分析し、自立支援計画を策定するとともに、必要に応じて関係機関とも連携しながら包括的かつ継続的な相談支援を行うほか、地域における社会資源のネットワークを構築するなど、地域づくりも行うことが必要となる。
- このため、新制度を円滑に施行し、効果を上げるためには、こうした高い支援技術を有する人材を全国で確保することが必要であることから、当面、国が計画的に均質な内容の研修を実施することにより、質の高い人材の確保を進めて行く。

